

令和7年度 部活動に係る活動方針

青森県立八戸中央高等学校（定時制の課程）

1 基本方針

- (1) 生徒が自主的・計画的かつ効率的に活動できるよう教育的な配慮をして、生徒の心身の健全育成を図る。
- (2) 生徒の健康状態を十分に把握するとともに、活動場所及び活動内容などの安全管理に配慮をして、事故の未然防止に努める。
- (3) 単に技術や競技力の向上を目的とするのではなく、生徒の人権に配慮しながら、個性の伸長を図る。また、生涯教育の一環として、楽しみながら活動することを目的とする。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 顧問は、年度初めに年間活動計画を作成して、生徒指導部に提出する。また年度末に実施記録を作成して、生徒指導部に提出する。
- (2) 校長は、部活動に係る活動方針を生徒及び保護者に公表する。
- (3) 顧問間で連携を図るとともに、協力し合いながら運営する。
- (4) 校長は、活動内容の把握に努めるとともに、生徒及び顧問の負担が過度にならないよう指導・是正する。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 顧問は、スポーツ障害・外傷・熱中症等の予防に努めるとともに、学習とのバランスがとれた学校生活を送ることができるよう配慮する。
- (2) 校長及び顧問は、活動場所における施設設備の点検及び活動における安全対策等を実施して事故防止に努める。
- (3) 校長及び顧問は、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

4 適切な活動計画及び休養日の設定

- (1) 週当たり、2日以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、準備・後片付けを含め、原則、平日は1時間以内、休業日（土曜日・祝日）は3時間までとする。
- (3) 全国大会出場の部のみ、長期休業中の活動を許可する。
- (4) 各部・各愛好会が年度初めに作成・提出した年間活動計画に則って活動する。
学校が認めていない部外者の活動・参加は認めない。
- (5) 活動後は、速やかに帰宅する。

5 参加する大会等の見直し

- (1) 各部・各愛好会の実情を考慮して、参加する大会等を精選する。
- (2) 教育上の意義・生徒の健康面及び学習面・生徒及び顧問の負担軽減等に配慮をして、参加する大会等を精選する。